

# 令和7年度

## 民生委員・児童委員【現任】人権研修

東京都 福祉局 生活福祉部 地域福祉課

令和7年度 民生委員・児童委員 【現任】 人権研修  
プログラム

「地域福祉を取り巻く人権課題」～お互いさまの心で支え合う～

(公財) 東京都人権啓発センター 元講師

東京都福祉人材センター「登録講師派遣事業」研修講師

小嶋 洋昭

「子どもの権利」

永野・山下・平本法律事務所

弁護士 山下 敏雅

# 地域福祉を取り巻く人権課題

～お互いさまの心で支え合う～

（公財）東京都人権啓発センター 元講師  
東京都福祉人材センター「登録講師派遣事業」研修講師  
小嶋 洋昭

## 本研修の目的

- 民生委員・児童委員の皆さまの活動を支える基盤となるものが、「人権尊重と人権擁護」に関わる知識と認識です。
- 社会の発展とともに人権尊重の重要性は一段と高まっており、地域住民等の人権を守るために新しい法律や条令が制定または改正されている。
- 人権の理解を深めることで、日頃の皆さまの活動の一助としていただきたい。



## 一 「人権侵犯事件の状況」から

1. 令和6年の人権侵犯救済手続開始件数と種類別構成
2. インターネット上の人権侵害情報が高水準

## 二 「人権」とは

- ・日本国憲法
- ・世界人権宣言

## 三 東京都の人権施策について

1. 「東京都人権施策推進指針」
2. 東京都が掲げる多様な人権施策推進分野

## 四 様々な人権問題

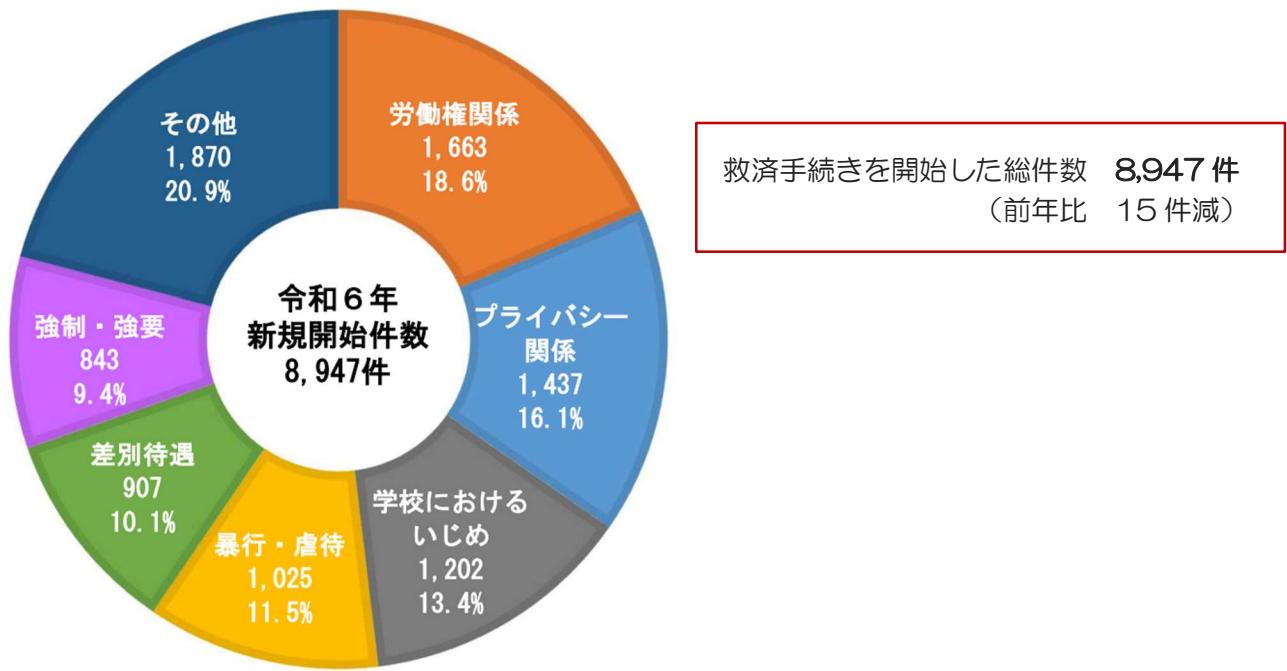
1. 同和問題の解消に向けて
2. 障害者の人権
3. 高齢者の人権
4. 外国人の人権
5. 性的マイノリティ（LGBT）
6. 災害に伴う人権問題

## 五 地域のつながりを強めるために

1. 基本は「傾聴」の姿勢
2. 応対のマナーとコミュニケーション
3. 注意すべき様々な表現
4. コミュニケーションは「頻度」で決まる！

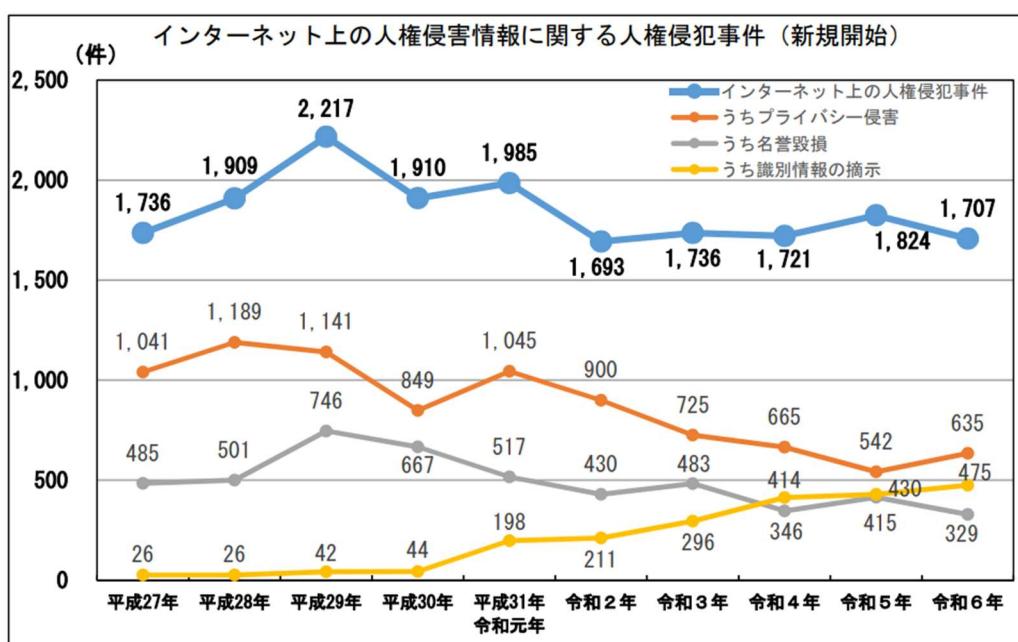
## 一 「人権侵犯事件の状況」から

### 1. 令和6年の人権侵犯救済手続開始件数と種類別構成（「法務省」:令和7年3月発表）



### 2. インターネット上の人権侵害情報が高水準

- インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続きを開始した人権侵犯事件は1,707件と高水準で推移している。



## 二 「人権」とは

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が歴史の中で築いてきた財産

(東京都「みんなの人権」から)

- ・日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下の平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。
- ・「世界人権宣言」は、基本的人権尊重の原則を定めたもので、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

## 三 東京都の人権施策について

### 1. 「東京都人権施策推進指針」<平成 27 (2015) 年>

#### ● 基本理念

東京都は「オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催を契機として、「東京都人権施策推進指針」の改訂を行いました。国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指して、「次の 3 点」を基本理念として掲げている。

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| ① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京    | (人間尊重)  |
| ② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京 | (差別の禁止) |
| ③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京     | (多様性尊重) |

#### ● 施策展開に当たっての考え方

- |                  |
|------------------|
| ① 助け合い・思いやりの心の醸成 |
| ② 多様性への理解        |
| ③ 自己実現の支援        |
| ④ 公共性の視点         |
| ⑤ 公平な機会の確保       |

## 2. 東京都が掲げる多様な人権施策推進分野

◆東京都は、人権指針に基づき、人権が尊重される社会の実現を目指して、総合的な人権施策の推進に取り組んでいます。

- |                                |  |       |      |
|--------------------------------|--|-------|------|
| ◆女性                            | ◆子供  | ◆高齢者  | ◆障害者 |
| ◆同和問題（部落差別）                    | ◆アイヌの人々  | ◆外国人  |      |
| ◆HIV 感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等 |  |       |      |
| ◆犯罪被害者やその家族                    | ◆インターネットによる人権侵害                                      |       |      |
| ◆北朝鮮による拉致問題                    | ◆災害に伴う人権問題   |       |      |
| ◆ハラスメント                        | ◆性自認   | ◆性的指向 |      |
| ◆路上生活者（ホームレス）                  |  |       |      |
| ◆様々な人権課題                       | 〔刑を終えて出所した人、個人情報の流出やプライバシー侵害、親子関係・国籍、人身取引（トラフィッキング）〕 |       |      |

(出典:「みんなの人権」(東京都編集・発行)

## 四 様々な人権問題

### 1. 同和問題の解消に向けて

- 「同和問題（=部落差別）」は、かつて前近代社会で形成された差別意識が現代にまでとり残されてきた人権問題。その解決は「国の責務」で「国民的課題」とされている。
- 平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行された。

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々ななかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題（出典:「みんなの人権」(東京都編集・発行)

### 《部落差別の社会的現実》

- ・インターネット書き込み……部落差別を助長する目的で一定地域を同和地区であると指摘する（＊）
- ・戸籍謄本不正入手………「職務上請求が認められる有資格者（行政書士、司法書士、弁護士等）」による不正入手など
- ・結婚差別……………根深い差別意識が残っている（＊）

- ①部落差別の事案に関して、全体としては顕著な件数の増減は認められないが、インターネットで行われた事案は増加傾向にある。
- ②「不当な差別であると知っていても、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否かを気にする」と答えた人が 15.7% に上るなど、心理面における偏見や差別意識は残っており、このような意識が、結婚に関する差別事象につながっている可能性がある。

### ■ 「部落差別解消推進法」施行 <平成28(2016)年>

#### 《この法律の理念と目的》

- ①現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的な人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である。
- ②部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査といった具体的な施策について定めている。

◆「生まれたところで差別する」など不合理な偏見や差別は、現代の私たちの世代で解消すべき課題です。

## 2. 障害者的人権

- ◆ 障害者の総数(推計)は約1,150万人であり、国民の約9.3%に相当します。
  - ・障害者は11人に1人の割合の人数となっている。(令和7年版 障害者白書)

身体障害児・者	423.0万人
知的	126.8万人
精神障害者	603.0万人
<hr/> <u>1152.8万人</u>	

### ■ 国連「障害者権利条約」採択 <平成18(2006)年>

この「条約」は障害者的人権を守るための画期的な国際条約です。  
キーポイントは以下の2点です。

- ① 障害についての認識を「医学モデル」→「社会モデル」へ転換したこと。  
障害を当事者個人の心身の問題とするのではなく社会との関係でとらえることです。
- ② 障害者に対する差別として、直接的な差別のほか、障害者が求める「合理的配慮」に応じないことも差別(間接的差別)になるとしました。

## ■ 「障害者基本法」改正 <平成23(2011)年>など

わが国は、国連「障害者権利条約」の趣旨を踏まえて、「障害者基本法」を大幅に改正すると共に、その後「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」など障害者関連の法律を制定しました。

- ◆ 「**障害者基本法**」は、法の目的として「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現すること」を挙げています。「障害があるからといって、差別も特別視もしない姿勢！」が大切です。

## ■ 「障害者差別解消法」<平成28(2016)年>

- ・行政機関や事業者などの、障害者に対する「不当な差別的扱いの禁止」と「合理的配慮の提供義務」などを定めました。
- ・「不当な差別的取扱い」とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のことです。
- ・「合理的配慮の提供」とは、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がある場合、財務負担など過重でないとき、必要かつ合理的な取組を行うことです。

## ◆「合理的配慮」のパターン

- (移動が困難な人へ)
  - ・車椅子を使う障害者が電車やバスなどに乗り降りするときに手助けをする。
  - ・肢体不自由の人が移動できない場所にスロープやエレベーターを設置する。
- (読み書きが困難な人へ)
  - ・窓口で障害の特性に応じた手段(筆談や読み上げなど)で対応する。
  - ・タブレットの翻訳機能や音声読み上げソフトを活用できるようにする。
- (伝えることが困難な人へ)
  - ・指示を1点ごとに分けて伝えたり、イラストを活用して説明する。

### 3. 高齢者的人権

- 高齢者的人権問題は、すべての人の自分自身の課題です。

#### ■ 日本は世界第1位の「超高齢社会」

- ・日本は平均寿命の大幅な伸びと少子化の進行により、社会は急速に高齢化しています。  
令和7年9月時点の推計で、65歳以上の高齢者人口は3,619万人です。  
総人口に占める割合は29.4%と過去最高で、日本の高齢者比率は世界最高。
- ・75歳以上は2,124万人、総人口の17.2%となっています。

(出典：総務省 統計トピックスNo.146「統計からみた我が国の高齢者」)

- ・このような超高齢化が急速に進んでいる状況の中で、身内や介護者からの高齢者に対する虐待など、高齢者的人権問題が大きな社会問題となったことから、「**高齢者虐待防止法**」が施行されました。

#### ■ 「高齢者虐待防止法」の施行 <平成18(2006)年>

高齢者の権利と利益を擁護することを目的に、高齢者虐待の防止とともに虐待の早期発見と早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進すること。

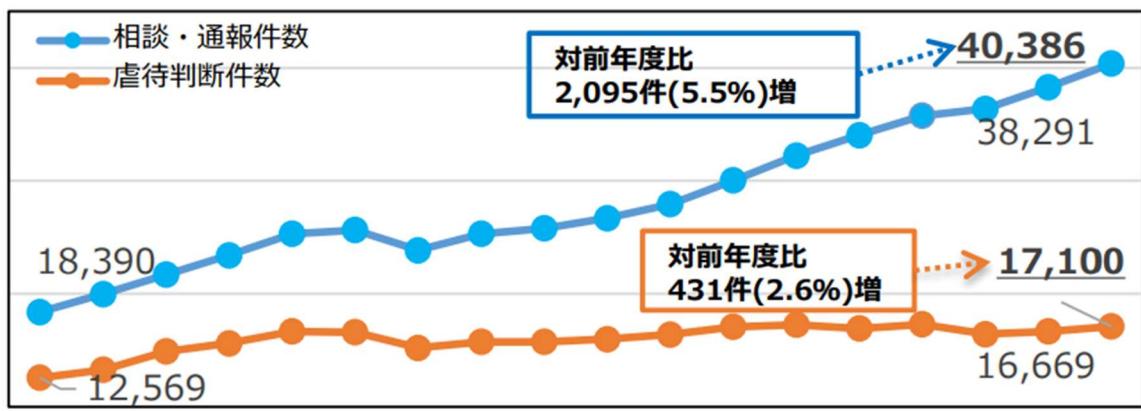
- ・「虐待の有無」は本人の自覚を問わず、具体的に当人の人権や利益が侵害されているか否かで判断されます。

《養護者による高齢者虐待》

- ・世話をしている家族や親族、同居人等による高齢者への5つの虐待

- ① 身体的虐待 ② 介護・世話の放棄・放任 ③ 心理的虐待 ④ 性的虐待 ⑤ 経済的虐待

#### ◆「養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移」

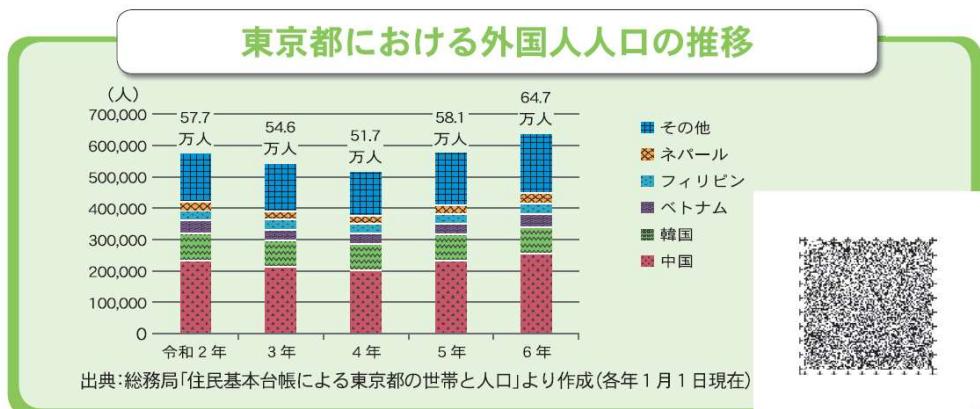


(厚労省:令和5年度「高齢者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果)

## 4. 外国人の人権

### ■ 外国人が集まる東京

- 東京都には、様々な国籍を持つ多くの外国人が暮らしている。令和6（2024）年1月現在、在住の外国人は約65万人、都民のおよそ21人に1人となっている。
- 私たち一人ひとりが外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、互いの人権を尊重しあい交流を深めていきたい。外国人と共生する社会、多様性を受け入れていくことが大切です。



出典:「みんなの人権」(東京都編集・発行)」

### ■ 住宅や就労などでの差別について

#### 【事例】互いの生活習慣の違いが理解されず、偏見や誤解に基づき不合理な扱いをする

- 住宅の賃貸や商店などの入店を断る、外国人というだけの理由で、就労に関し不合理な扱いをするということが起きている。
- 〔参考;国土交通省 HP、公財日本賃貸住宅管理協会「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン〕

#### 《「ヘイトスピーチ解消法」》(H28(2016)年施行)

- 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが問題となっている。これらの人権侵害を解消するために「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

## 5. 性的マイノリティ（LGBT）

- 近年急速に「性的マイノリティ(LGBTQ)」を巡る社会的な動きが進んでいる。
- 平成27（2015）年、渋谷区と世田谷区が国内で初めて、同性カップルに対して「結婚相当の関係」と認める証明書を発行した。その後、全国的に同様の認定を行う都市が拡大していますが、東京都でも令和4年11月より「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始した。

<b>L</b>	Lesbian	レズビアン；女性同性愛者	(性的指向)
<b>G</b>	Gay	ゲイ；男性同性愛者	(性的指向)
<b>B</b>	Bisexual	バイセクシュアル；両性愛者	(性的指向)
<b>T</b>	Transgender	トランスジェンダー；出生時に判定された性別と異なる性で生きる人、あるいは生きたいと望む人	(性自認)
<b>Q</b>	Questioning / Queer	クエスチョニング / クイアー ；自分の性を決められない、分からず、決めない / 性的マイノリティの総称という意味	(性自認・ 性的指向)

### ■キーワードは「性自認」と「性的指向」

- 「性自認」とは「心の性」で、自分の性別をどう認識しているか。
- 「性的指向」とはどのような性別の人を好きになるか。
- ◇ 「性自認」「性的指向」について、何れも「自分の意志で選んだり変えたりできるものではない」ことを理解したい。
- ◇ LGBT (LGBTQ) は、代表的な性的マイノリティの頭文字をとつづくられた用語です。
  - ・わが国では「性的マイノリティ」の表現として「LGBT」などが一般化されているが、海外では、少数派に限定せず、「性的指向」と「性自認」を広く言い表す用語として「SOGI」(ソジ) :Sexual Orientation and Gender Identity」という表現が普及している。

#### (1) LGBT に該当する人の比率 (各種アンケート調査から)

- 平成28年「日本労働組合総連合会」実施 「LGBTに関する職場の意識調査」より  
⇒ LGBT当事者 (20歳から59歳まで) 8.0 %
- 令和元年「株式会社 LGBT 総合研究所」実施 「LGBT 意識行動調査2019」より  
⇒ 性的少数者 (LGBT含む) (20歳から69歳まで) 10.0 %

#### (2) 国際社会や国内での改善への動き

- ① 平成2(1990)年、WHO(世界保健機関)は「性的指向」について国際疾病分類の治療対象から除外し、日本精神神経学会も平成7(1995)年に同様の基準を採用しました。また、令和元年(2019)年、WHOは「性同一性障害」を「精神疾患」から除外し「性の健康に関連する状態(性別不合)」に分類した。

② 平成 16 (2004) 年、「性同一性障害特例法」が施行され、一定の基準を満たせば戸籍の性別を変えることが可能となりました。性別取扱い変更者数は年々増加し、令和 6 年までの累計人数は 14,093 人となっている。（「裁判所司法統計」より）

### (3) 「カミングアウト」と「アウティング」

#### ◆ カミングアウト

自分が LGBTQ であることを告白すること。  
・誰にも言えず悩んでいる人々がいる。

#### ◆ アウティング

本人の了承なく、その人の性的指向や性自認を暴露すること。（プライバシー権の侵害）  
・アウティングは、当事者の命を奪うほどの差別行為となる。

- 自分の周りにも、様々なタイプの性的指向や性自認をもって暮らしている人々がいることを認識し理解することが大事。

## 6. 災害に伴う人権問題

✗ 「災害は忘れたころにやってくる！」 ⇒ ○「災害は必ずやってくる！」  
○「災害が発生した時こそ！」一人一人に配慮することが大切です。

◆ 災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪い、被災者に大きな被害をもたらす。こうした時こそ、一人一人が被災された方々の状況や心情を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。

◆ 災害時に一人でも多くの命を救うためには、災害直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊娠婦、外国人等の要配慮者に対しては、情報把握、避難、生活手段の確保等の支援が必要です。

このため、地域で連携し、迅速かつ的確に行うことができる支援体制を整えることが重要です。

（出典：「みんなの人権」（東京都編集・発行）

◆ 避難生活の長期化に伴うトラブルや心ない風評被害が発生することも想定されます。根拠のない情報や偏見で差別することなく被災者の方々の困難を受け止めることが大事です。

## 五、地域のつながりを強めるために

- 民生委員・児童委員の第一の職務は、行政サービスを必要とする人、援助を必要とする人が、自身のニーズにあった福祉サービスを選択・利用できるよう、相談に応じ援助をすること
- 対象となる人や世帯が抱えている各種の問題や悩みごとを受け止め、解決するために必要な情報を提供したり、専門機関に橋渡しをしたり、それぞれの問題解決に最も適切な援助を行うこと
- 大大切なことは、民生委員・児童委員一人で問題を解決しようとは考えないこと
- 人ととの間隙を埋めるのが「コミュニケーション」です。効果的な技法が、人権感覚を備えた「傾聴」と「コミュニケーション」

### 1. 基本は「傾聴」の姿勢

◆最も大切なことは、「あなたの話を真剣に受け止めています」というメッセージが相手に伝わること。そのためには、集中して相談者の話を聞くことが重要です。

#### 《その効果》

- ① 悩みや心配事がある時、誰かに話をしっかり聞いてもらうことで、それだけで気持ちが落ち着く。
- ② より一層相談しやすい「信頼関係」の構築につながる。

### 2. 応対のマナーとコミュニケーション

#### (1)すべての人を大切に

- ・ 敬意を払った挨拶から
- ・ 先入観や偏見は持ち込まない
- ・ 相手のプライドを尊重する

#### (2)自分の「表情と姿勢」を整えて

- ・ 相手の感情に寄り添った表情で
- ・ 目線を合わせ姿勢を正して

#### (3)心地よい「言葉づかい」を

- ・ まず、敬語で話しかける
- ・ 丁寧に明瞭な発音で
- ・ 言葉は短く、分かりやすく

#### (4)適切な距離を保つて

- ・ 親しくなっても「なれなれしい話し方」はしない
- \*親しみとなれなれしさは違う

## (5)特に、外国人など言葉の理解が困難な人には

- ① ゆっくり、はっきりと話す
- ② 文節を短く区切って、短い言葉にする
- ③ 主語と動詞を明確化する
- ④ 大事な部分は繰り返す。理解を促し確認する
- ⑤ あいまいな言い方はしない

- ・肯定・否定をはっきりさせる（はい、いいえ）
- ・「大丈夫です」などどちらとも取られることは言わない
- ・「多少、できるだけ」は数量・時間などで具体的に示す

- ⑥ メモやイラストも活用する

- ・相手の話を好き嫌いで判断せず、話の背景に关心を持って聴く。
- ・相手が安心して話せるよう、傾聴の姿勢を大事にする。

## 3. 注意すべき様々な表現

### ◆日々の会話の中に「相手を傷つけてしまう言葉」はないだろうか？

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ✗性転換手術       | ⇒ ○性別適合手術           |
| ✗「肌色」（クレヨン等） | ⇒ ○うすだいだい           |
| ✗ハーフ         | ⇒ ○国際児・ダブル          |
| ✗身分証明書       | ⇒ ○本人確認書類           |
| ✗外人          | ⇒ ○外国人（黒人：アフリカ系〇〇人） |
| ✗入籍しました      | ⇒ ○結婚しました・婚姻届を提出    |

### ◆「表現の自由」は尊重すべき人権だが、「表現に暴力」は許されない。

## 4. コミュニケーションは「頻度」で決まる！

### ■すぐにできる「4つの技」、日々の実践で習慣化

#### 《効果的な基本スキル》

##### ① 気持ちの良い挨拶から始まる

- ・「おはようございます」「お疲れさま」、リードは上司から。
- ・相手の顔（目）を見て。

##### ② 笑顔に敵なし

- ・“笑顔に勝る化粧なし”
- ・上司の顔は職場の顔。

##### ③ ほめる

- ・人は皆、他人から評価され、ほめられたいと思っている。

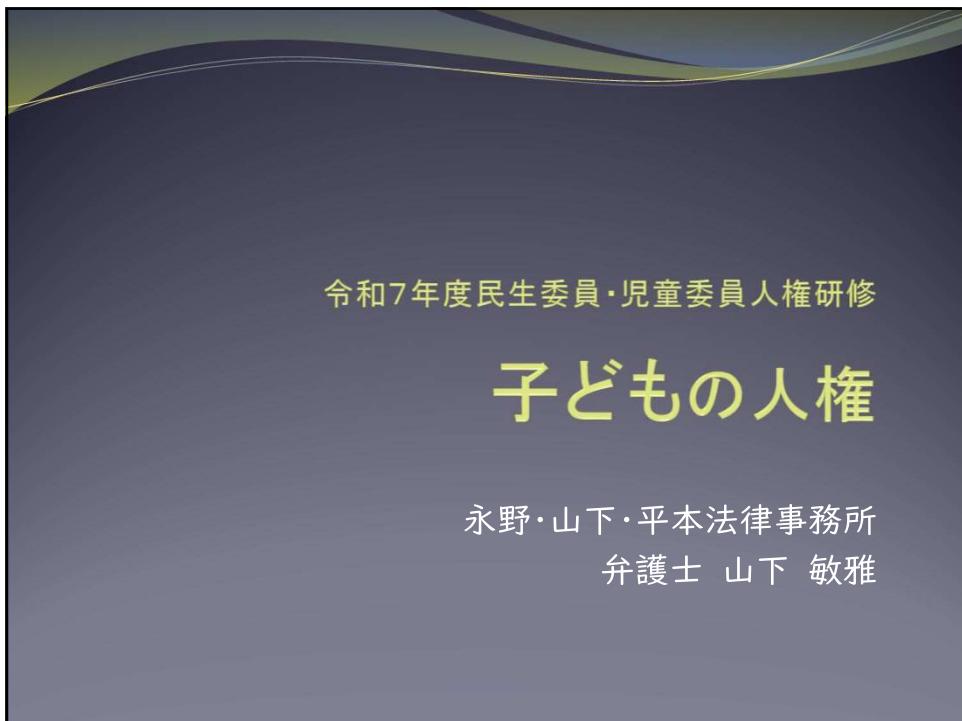
##### ④ 感謝の気持ちを言葉にする

- ・「ありがとう」という感謝の表明こそ「魔法の呪文」。

◆ すべて「無料」、心がければ、誰にでも今からできる。

◆ これがコミュニケーションの極意。

以 上



1

**豊島区子どもの  
権利に関する条例**

豊島区では、子どもたちが希望をもち、次代を担って生きていくことを  
願い、「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。  
(平成18年4月1日施行)

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです  
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます  
失敗しても、やり直せます  
困ったことがあつたら、助けを求めていいのです  
あなたは、ひとりではありません  
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます  
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう  
あなたという人は、世界でただ一人しかいません  
大切な、大切な存在なのです

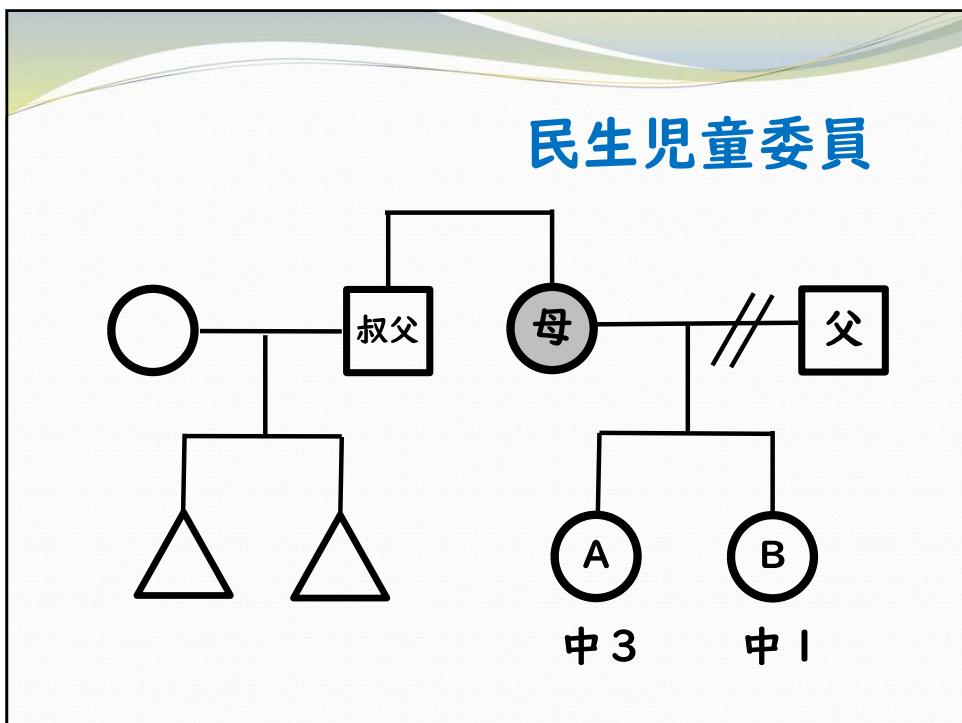
**2006年4月施行**

**2010年1月  
子どもの権利擁護  
委員 委嘱**

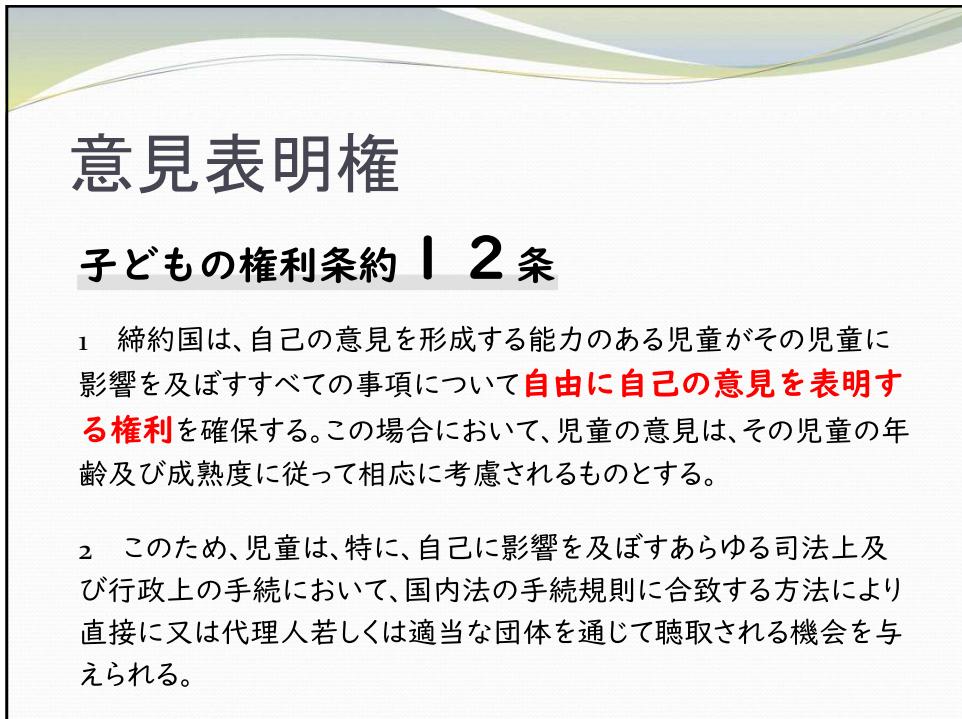
**現在  
弁護士2名  
大学准教授1名**

豊島区

2



3



4

- ① 大人に ムカつく 時 ?
- ② 大人に 大切にされている  
と思う時
- ③ 大人の言動に  
さみしい・悲しいと思う時

5

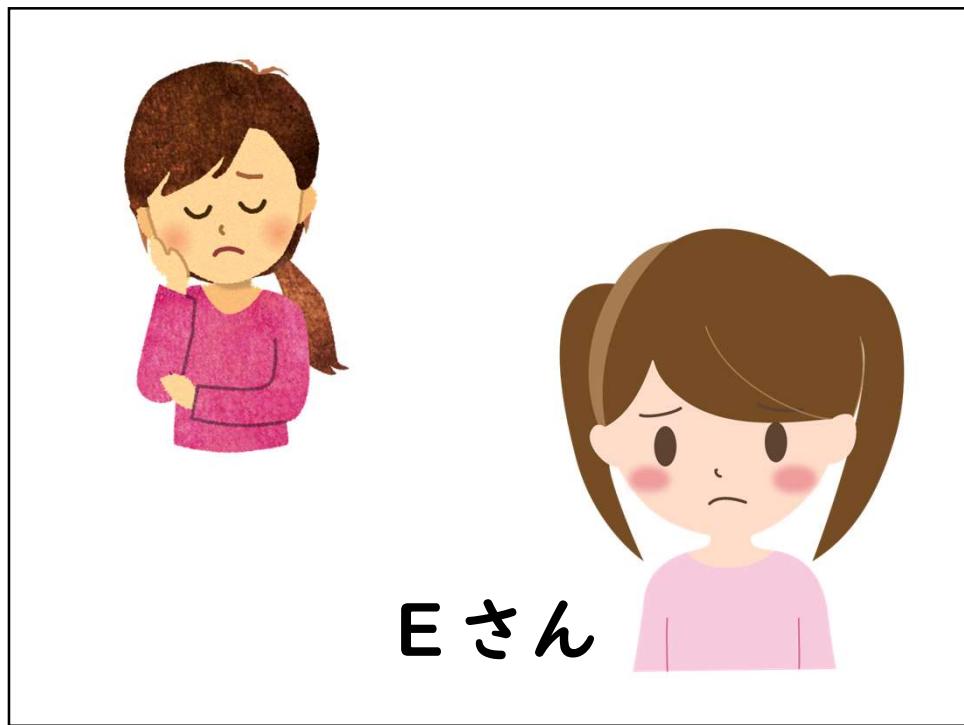


6

3



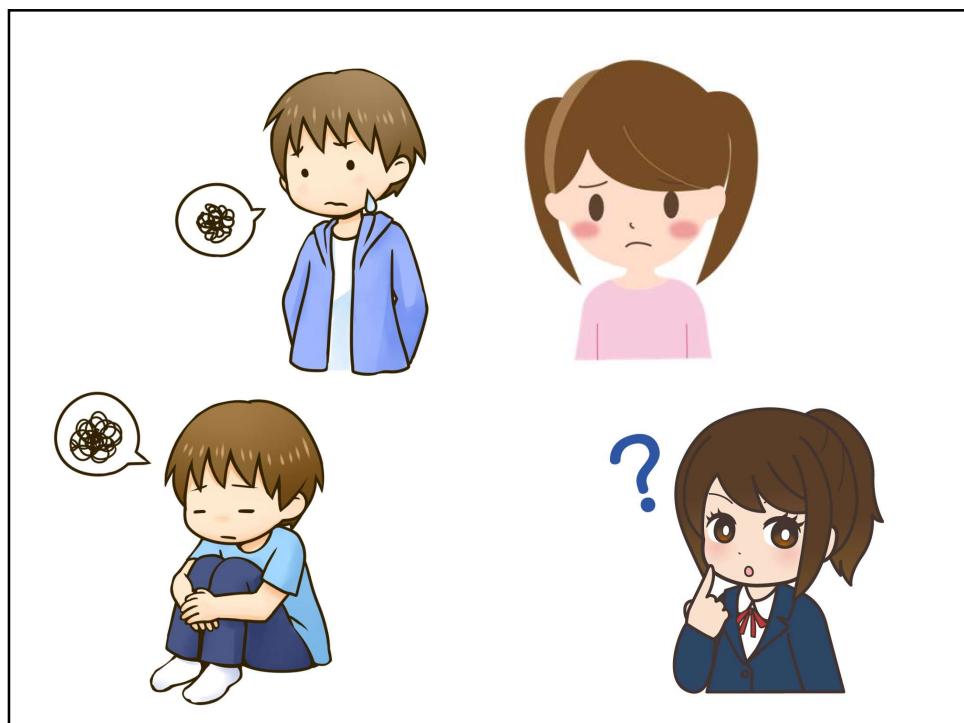
7



8



9



10

# 意見表明権

## 子どもの権利条約 | 2 条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について**自由に自己の意見を表明する権利**を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

11

ところで……

12

# 仁右衛門島のできごと

13

## 法律、規則、ルール・・・

上の人が 一方的に 決めて  
自分たちを 縛るもので  
違反すると ペナルティがある もの ?



みんなで 決めるもの  
一人ひとりを 守る ためのもの  
ルールには必ず 理由がある  
理由がおかしい／理由に照らしてルールがおかしければ、  
「おかしい」と声を上げて変えていくもの

14

# 体罰禁止 条例・法改正

15

## 体罰禁止

- 2018(H30)年3月 目黒区 **船戸結愛**(ゆあ)さん(5歳)
- 2019(H31)年1月 野田市 **栗原心愛**(みあ)さん(小4)



## 体罰禁止を明文化

- 2019(H31)年4月 東京都虐待防止条例 施行
- 2019(R1)年6月 児童虐待防止法 改正

16

## 東京都虐待防止条例(2019年4月)

- **6条2項 保護者は、体罰その他の子供の品  
位を傷つける罰を与えてはならない。**

- **2条1項7号 子供の品位を傷つける罰**

保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの

17

## 児童虐待防止法改正(2019年6月)

- **14条1項 児童の親権を行う者は、児童のしつ  
けに際して、体罰を加えること**その他民法第82  
0条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超  
える行為により当該児童を**懲戒してはならず、**  
当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければな  
らない。

18

# 民法

## 821条

親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

- 820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- ~~822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。~~

2022(R4)年12月  
改正民法成立

2019(R1)年5月17日厚生労働大臣

「今回の(児童虐待防止)法改正によって民法の懲戒権には体罰は含まれないことになる」

19

## 体罰の禁止

- 「教育」と「支配」
- 罪刑法定主義
- 大人の罰でも「体罰」はない
- ルールを守っていないのは誰か

20



## 国連子どもの権利委員会・一般的意見8号(2006年)

**体罰**が伝統的に広く受け入れられてきたことにかんがみ、それを禁止するだけでは、態度および慣行の必要な変化を達成することはできないであろう。保護に対する**子どもの権利**およびこの権利を反映する法律についての、**包括的な意識啓発**が必要である。

日弁連 国際人権ライブラリー掲載資料

21



## 子どもの権利条約

22

# 子どもの権利条約

保護の客体 から 権利の主体 へ

- ・児童の権利に関する条約
- ・1989年第44回国連総会で採択、1990年発効
- ・日本は1994年に批准（158番目）

23

## 保護の客体 から 権利の主体 へ

1924年 子どもの権利に関するジュネーヴ宣言

（国際連盟）



1959年 子どもの権利に関する宣言（国際連合）



1989年 子どもの権利 条約（国際連合）

24

## 1924年 子どもの権利に関するジュネーヴ宣言

1. 児童は、身体的ならびに精神的の両面における正常な発達に必要な諸手段を与えられなければならない。
2. 飲えた児童は食物を与えられなければならない。  
病気の児童は看病されなければならない。  
発達の遅れている児童は援助されなければならない。  
非行を犯した児童は更生させられなければならない。  
孤児および浮浪児は住居を与えられ、かつ、援助されなければならない。
3. 児童は、危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならない。
4. 児童は、生計を立て得る地位における、かつ、あらゆる形態の搾取から保護されなければならない。
5. 児童は、その才能が人類同胞への奉仕のために捧げられるべきである、という自覚のもとで育成されなければならない。

25

## 1959年 子どもの権利に関する宣言

- 1 児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。...
- 4 児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。...
- 5 身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は...特別の治療、教育及び保護を与えなければならない。
- 7 児童は、教育を受ける権利を有する。...
- 8 児童は、あらゆる状況にあって、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含められなければならない。
- 9 児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。...
- 10 児童は、人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。...

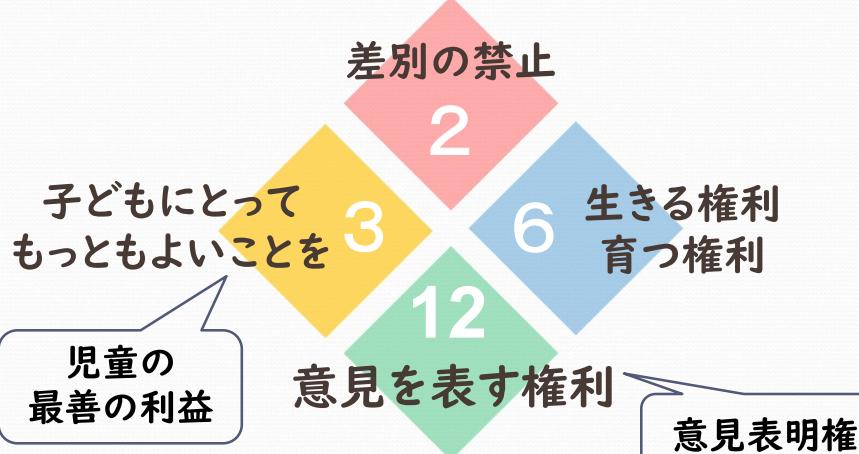
26

## 1989年 子どもの権利条約

- 1978年、ポーランドが条約化を提案
- 子どもの権利に関する宣言をそのまま条約にするのではなく、10年かけて、子どもを権利の主体と明確に位置づけ
- ヤヌシ・コルチャック  
(1878~1942)  
ポーランドの小児科医、孤児院長

27

## 子どもの権利条約 4原則



28

## 児童福祉法1条

- すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない (旧1条2項)

↓

- 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する (2016年改正・1条)

29

## こども基本法

2022(R4)年6月成立・2023(R5)年4月施行

- 3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(略)

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会 及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

30

# 乳幼児 の 意見 ？

✗ **Opinions**

十分に考えて到達した考え方

○ **Views**

個人の感情等に色づけされたもの

思い, 悩み, 希望, 夢, 不安, 興味等  
人間としての内面を全て含んだ言葉

31

## 国連子どもの権利委員会一般的意見12号(2009年)

### 第20項

締約国は、「自己の意見をまとめる力のある」すべての子どもに対し、意見を聽かれる権利を確保するものとされる。この文言は、制限としてではなく、むしろ自律的見解をまとめる子どもの能力を可能な限り最大限に評価する締約国の義務としてとらえられるべきである。すなわち、締約国は、**子どもに自己の意見を表明する能力がないとあらかじめ決めてかかることはできない。**

### 第21項

委員会は、**第12条では子どもの意見表明権に何らの年齢制限も課されていないことを強調する**とともに、締約国に対し、法律または実務において、自己に影響するすべての事柄について意見を聽かれる子どもの権利を制約するような年齢制限を導入しないよう奨励する。

日弁連 国際人権ライブラリー掲載資料

32

# 子どもの意見を聴いたら その通りに従わないといけない？

## 子どもの権利条約 3 条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主に考慮されるものとする。

33

# 子どもの意見を聴いたら その通りに従わないといけない？

子どもの意見の内容



子どもの最善の利益に  
適う支援方針の内容

子どもの意見表明権  
の保障



子どもの最善の利益  
原理

子どもの最善の利益 は  
子どもの意見表明の先 にある

34



## 権利と義務

35

権利主張は義務を果たしてから？

権利を認めたらワガママになる？

36

1994(平成6)年5月20日文部事務次官  
「児童の権利に関する条約」について（通知）



1. …もとより、学校において児童生徒等に**権利及び義務をともに正しく理解をさせることは極めて重要であり、この点に関しても日本国憲法や教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて指導すること。**

37

## 世界人権宣言

### 1条前段

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

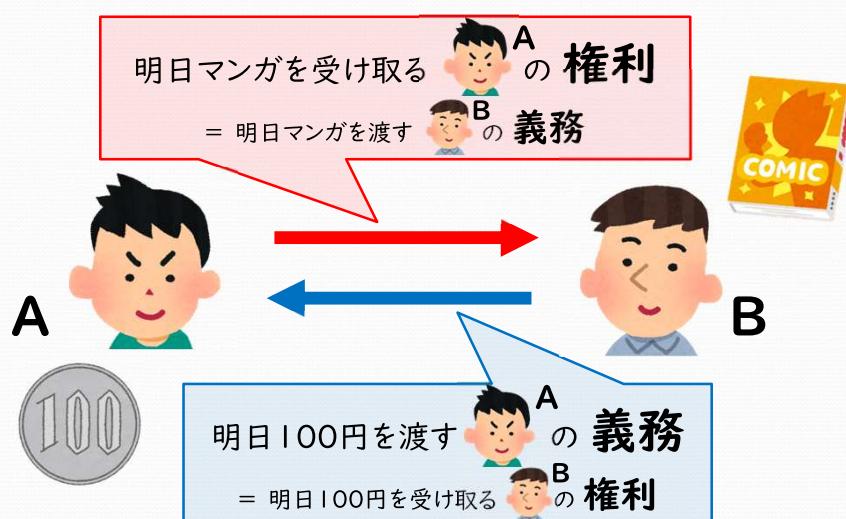
38

## お金や物やサービスのやりとり（契約）



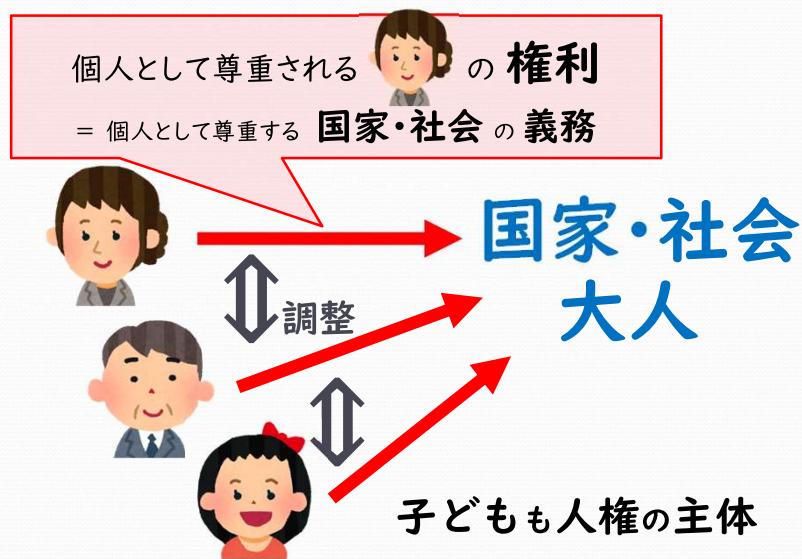
39

## お金や物やサービスのやりとり（契約）



40

# 生まれながらにして持っている 人権



41

## 1.5 生徒指導の取組上の留意点

### 1.5.1 児童生徒の権利の理解

第一の留意点は、教職員の児童の権利に関する条約<sup>[\*17]</sup>についての理解です。

#### (1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは、平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。

この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。

四つの原則とは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童

<sup>[\*17]</sup> 「「児童の権利に関する条約」について」文部事務次官（平成6年5月20日）では、「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところであります。もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。」として、周知している。

42

## まえがき

また、本年6月に「こども基本法」が成立し、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。

2022(R4)年改訂「生徒指導提要」まえがき

43

人 権

44

## 弁護士法 1 条 1 項

弁護士は、  
基本的人権を擁護し、  
社会正義を実現することを  
使命とする。

45

## 人権とは

一人一人が **大切にされる、 尊重される** こと。  
誰かの物でも、人形でも、奴隸でもない、**人間として大切にされる** こと。  
大人・子ども、日本人・外国人、病気や障害のある人・ない人、  
男・女・性的マイノリティ… **どんな人でも**。  
ひとりぼっちでなく、**居場所** があること。  
**自分の人生** を指図・支配されずに **自分で選べること**。  
**安心した毎日** を過ごし、**幸せな人生** を送れること。

46

ブログ  
どうなってるんだろう？ 子どもの法律  
<https://ymlaw.txt-nifty.com/blog/>



47

ご清聴  
ありがとうございました



48